

発日高第 1092 号
令和 4 年 10 月 5 日

日向市指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 御中

日向市高齢者あんしん課長
（公印省略）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における
福祉用具の費用の取扱いについて（通知）

日頃から、当市の介護保険事業の運営にご理解、ご協力いただきお礼申し上げます。

さて、標記の件について、本市の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所において、入居者が利用する福祉用具の費用を入居者負担としている事例が見られました。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における福祉用具の費用負担の取扱いについては、計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、**平 11 厚 93 号**^{*1}及び**平 11 厚 94 号**^{*2}に定められた福祉用具（別紙 1）が必要と認められる場合、入居者の負担を求めることはできませんので、お知らせします。

また、貴事業所において、適切なアセスメントの結果必要でないと判断した場合又は入居者等の希望により福祉用具を使用する場合などについては、入居者又はその家族等（以下「入居者等」という。）とその費用負担について協議をしてくださいますよう、お願いします。

なお、この見解につきましては、厚生労働省老健局に確認しておりますことを申し添えます。

ご不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。

記

1. 根拠法令等

・留意事項通知^{*3}第 2 の 1 の(2)

(2)サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は**認知症対応型共同生活介護**若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。

ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要な場合、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。…(略)…

・ 基準省令^{※4} 第 99 条第 2 項 [市条例^{※5} 第 119 条第 2 項] (介護等)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

・ 解釈通知^{※6} 第 3 の五の 4 の(6)の②

(6)介護等

- ② 同条第 2 項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものである。
ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。

2. 平 11 厚 93 号及び平 11 厚 94 号に定められた福祉用具の場合

(1)不適切な取扱い

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費は、当該サービスに要する平均的な費用の額としており、包括報酬であるため、計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、平 11 厚 93 号及び平 11 厚 94 号に定められた福祉用具が必要と認められる場合、入居者の負担を求めることはできません。

つきましては、計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、当該福祉用具が必要と認められる場合、次の取扱いを行わないよう、ご注意ください。

- ① 入居者に当該福祉用具の使用料を請求すること
- ② 入居者に当該福祉用具の購入を求めること
- ③ 当該事業所が入居者から当該福祉用具の使用料を徴収する形態でなくとも、入居者・福祉用具業者間で直接契約等を行わせるなど、入居者に費用を負担させること
など

(2)例外的な取扱い

次の場合については、入居者等とその費用負担の協議をしてください。

- ① 計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、入居者に必要とされるよりも高機能を有するもの、又は特殊なものを入居者が希望する場合
- ② 当該事業所が当該福祉用具を準備しているにもかかわらず、入居者の好みで別製品の福祉用具の利用を希望する場合 など

3. 平 11 厚 93 号及び平 11 厚 94 号に定められた種目以外の福祉用具等の場合

(1)不適切な取扱い

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費は、当該サービスに要する平均的な費用の額としており、包括報酬であるため、当該サービスの提供に必要な費用を入居者に負担させることはできません。

(2)例外的な取扱い

次の場合においては、入居者等とその費用負担の協議をしてください。

① …(介護予防) 認知症対応型共同生活介護のサービス提供とは関係ないもの等の費用

※ 例えば、個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」の購入費用

② 入居者に一律に提供されるものではなく、入居者等の希望により利用されるものとして、事業所が提供するもの等の費用 など

※ 例えば、寝具について事業所が便宜を図り、入居者等の希望によって、当該事業所が寝具を準備し、当該入居者に対して提供する際に係る費用である場合は、**その他の日常生活費に係る通知^{※7}**に規定された「その他の日常生活費」として取扱い、入居者等に実費相当額の費用負担を求めることができます。

ただし、当該事業所がすべての入居者に対して一律に提供し、すべての入居者からその費用を画一的に徴収することは認められません。

また、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係があるものは、入居者にその費用を求めることができませんで、ご注意ください。

4. 留意事項

計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、**平 11 厚 93 号**及び**平 11 厚 94 号**に定められた福祉用具が必要と認められる場合、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に位置付けるとともに、記録等を整備し、保存していただきますよう、お願いします。

また、福祉用具等の費用負担について、入居者等と協議する場合も、記録等の整備をお願いします。

5. 関連法令等

※1 **平 11 厚 93 号**＝厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種類（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省告示 93 号）

※2 **平 11 厚 94 号**＝厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 3 1 日 厚生省告示第 94 号）

- ※3 **留意事項通知**=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- ※4 **基準省令**=指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ※5 **市条例**=日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月19日条例第7号）
- ※6 **解釈通知**=指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- ※7 **その他の日常生活費に係る通知**=通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日 老企第54号）

（文書取扱 介護認定係）

問合せ先

〒883-8555

日向市本町10番5号

担当：介護認定係 黒岩

T e l : 0982-66-1023（内線）2199

F a x : 0982-56-1423

M a i l : kourei@hyugacity.jp